

九条家本延喜式紙背の国衙関係文書と国司

大日方 克 己*

キーワード…九条家本延喜式、国司、平定家、中原師平、戸籍

はじめに

九条家本延喜式は十世紀から十一世紀にかけての各種文書や書状の紙背を利用して書写されている。これら文書群はその性格と年代が巻毎に異なっており数グループに分類できること、延喜式本文の筆跡も同様に分類できることから、十世紀末より十一世紀後半にかけて段階的に反故紙が家司等の関係者によって撰闕家に持ち込まれ、その紙背を利用して延喜式が書写されたものであることが、鹿内浩胤氏らによって指摘されている^①。

これらのなかには、卷二十八紙背「清胤王書状」〔平安遺文〕二九〇（二九八号）、卷十一紙背「長徳四年国郡郷未詳戸籍」〔平安遺文〕四五七七号）、「寛弘元年讃岐国戸籍」〔平安遺文〕四三七号）、卷十六・二十・三十二・三十八紙背「上野国交替実録帳」〔平安遺文〕四六〇九号）、卷八紙背「紀伊国郡許院収納所進未勘文」〔平安遺文〕六七二号）、卷

二紙背「丹波国高津郷司解」〔平安遺文〕八七九・八八六・八九三・八九四号）、卷九・十紙背「出雲国正税返却帳」〔平安遺文〕一一六一号）など、十と十一世紀の国衙関係文書がみられる。古代中世転換期であるこの時期の国司や在地支配のあり方を具体的に検討できる史料として注目され、多くの研究が蓄積されている。

またそれらの史料性格、および誰によって撰闕家周辺に持ち込まれたのかという検討も進められている。「出雲国正税返却帳」については旧稿において、藤原師実・師通の家司である藤原行房の出雲守任中の公文勘済のために、受領功過定に先立つ承暦二年（一〇七八）十二月末日付で作成、発行されたものであったことを指摘した^②。「清胤王書状」は、寺内浩・北條秀樹両氏により康保三年（九六六）に周防前守（姓名未詳）から指示を受けて京で公文勘会等の業務にあたった清胤王が、周防国にいる前守に宛てて送った書状であることが指摘された^③。「上野国交替実録帳」は新任の上野介藤原良任が作成したものである

* 島根大学法文学部

が、良任は、藤原道長の子頼宗の子で道長の養子ともなった兼頼に近い人物であることが指摘されている。^④「紀伊国郡許院収納所進未勘文」は紀伊守で藤原頼通の家司でもあった平定家によりもたらされたと推測されている。^⑤

一方、「丹波国高津郷司解」については、中込律子氏が天喜五年（一〇五七）に丹波守だった橘俊綱によって京に持ち込まれたものであるとし、鹿内浩胤氏は、藤原頼通の家司で、天喜五年から康平四年（一一〇六）まで丹波権介だった中原師平によって反故にされたものであるともしている。

また「長徳四年国郡郷未詳戸籍」、年国郡郷未詳戸籍^⑥、「寛弘元年讃岐国戸籍」については、田中稔氏が、朝廷において六年ごとに行われた諸国よりの戸籍造進の儀式のために書写された「儀礼のために作られた文書」だとした。^⑦橋倉雄二氏は、「長徳四年国郡郷未詳戸籍」は戸籍そのものではなく戸籍をもとに国段階以下で作成された二次文書だとした。^⑧史料の性格そのものについての根本的な部分でも見解が相違している。

このように解釈が分かれている点、史料的性格そのものが不明な点も少なくない。また撰関家とつながりの深い受領層にかかわるものであろうと指摘はされていても、個々の受領との関係の分析が必ずしも具体的に深められているとはいえない。

本稿では、このようにまだ検討の余地があると思われる紀伊国郡許院収納所進未勘文丹波国高津郷司解、戸籍類を中心に、^⑨受領・国司、家司および道長、頼通らとの関係を具体的に分析したい。

一 紀伊国郡許院収納所進未勘文と紀伊国司

（一）紀伊国郡許院収納所進未勘文

九条家本延喜式卷八は全二一紙からなり、永承三年（一一〇四）・四年の紀伊国郡許院収納所進未勘文と称される文書断簡の紙背を利用して書写されている。藪田香融氏により断簡が復原され、それぞれ紀伊国名草郡郡許院収納所の作成年月日不詳の永承三年収納米帳（丙帳）、永承四年八月二十一日付収納米帳進未勘文（甲帳）、甲帳以降作成の収納米帳進未勘文（乙帳）の三通であるとされた。乙帳は甲帳の未進額を起点として作成されたもので、その前提となるものが丙帳だと考えられた。そしてこれらは、名結解を集計して作成されたもので、各負名の返抄とともに国司に提出され、勘査ののち税所に下され、これをもとに未進沙汰が行われたとした。^⑩

しかし中込律子氏は甲帳の未進、乙帳の所進、丙帳の未進の記載額が個々の負名についてみた場合に対応しない点に着目し、名結解を集計して作成したものではなく、またそれゆえ個々の負名の進未沙汰は行いえないとした。そのうえで本文書の作成目的は、官物の進納が所定の物品で所定の機関に所定の換算値でなされていることを上申し勘査を受けることだったとした。つまり在地レベルの収納をチェックすることではなく、対中央貢納物の納入の際やその他国内における国衙の用途の決定、これ以後の賦課品目・上人の決定などの国衙レベルの財政運営の資料としての機能があったとするのである。^⑪

これらはどのような過程を経て京送されたのであろうか。乙帳の首には墨で二行にわたって「下税所／留守目代中原（花押）」、本文二行

目の下部余白に朱で二行にわたって「勘申大判官紀（花押）／目代明法生中原」と、書き加えられている。また甲帳・乙帳・丙帳のほぼすべでの記載に対して朱と墨の訂正と合点が附されている。墨の訂正、合点は、朱の訂正部分にも加えられている。朱の訂正、合点の後で、再度照合作業が行われ、墨の訂正、合点が加えられたことが示されている。

したがって郡許院取納所で作成、提出された各文書は目代から税所に下され、照合が行われ、国司に勘申されたものとみられる。照合は二度にわたって行われたとみられる。中込氏の指摘した本文書の機能からすれば、国司の任終に際して交替のための資料として税所に保管されていた一任分をまとめて京送したのではなく、任中の執務の必要から乙帳が作成された時点で同年分三通をセットにして国司に許に進めたものであろう。

(2) 紀伊守平定家

ではそれがなぜ九条家本延喜式の書写に利用されるにいたったのであろうか。前述のようにこのときの紀伊守平定家に関係することが指摘されているが、もう少し具体的な事情を検討してみたい。

永承三年（一〇四八）時点で紀伊守が平定家だったことは、『宇治関白高野山御参詣記』¹⁴ 永承三年十月十八日条に「百国司定家、賜御馬一疋、〔鶴毛〕」、「春記」永承五年三月六日条に「紀伊前守定家」とみえることにより明らかである。また治暦三年（一〇六七）二月六日付「太政官符案」〔平安遺文〕一〇一六号によると、永承二年十二月十五日時点で定家はすでに紀伊守だったこと、定家の後任が藤原貞職だった

ことが知られる。前述のように永承五年三月には前紀伊守とみえるので、それまでに定家から貞職に紀伊守が交替していたことになる。¹⁵

郡許院取納所進未勘文が対象としている永承三年はまた関白藤原頼通の高野山参詣が行われた年だった。『宇治関白高野山御参詣記』によれば、頼通は十月十一日に京を発ち、十三日に高野政所に到着し、十四・十五日に奥院、十六日に御影堂を参拝した。その後、十七日には紀の川を下って粉河寺に参拝し、十八日に和歌の浦、吹上浜を遊覧した。そして和泉国日根、四天王寺、江口・神崎などを経て二十日に帰京している。権中納言源隆国・藤原経輔ら公卿をはじめ二十数人以上が供奉するものだった。

頼通が高野山や紀伊国内を巡る間、平定家は紀伊国司として供給奉仕にはげんでいる。高野政所における鋪設装束、粉河寺・和歌の浦へ紀ノ川を下る船の用意―それは上部に屋形を構え、種々の設備、装飾が施され、「殊尺華美」したものだ―、粉河寺の誦経僧らに対する施物米三十石、頼通らに対する菓子・酒の献上、吹上浜・和歌の浦遊覧に使う馬の提供、檢破子荷の献上などであった。前述の鶴毛馬一疋の定家への賜与は、これらの奉仕に対するものだった。

定家が高野山参詣に奉仕したのは、一つには紀伊国司としてである¹⁶が、一つには家司クラスであったことにもよる。定家が頼通家司として明確に記されるのは、『定家朝臣記』¹⁷ 康平五年（一〇六二）八月二十九日条で、頼通の木幡詣において、家司三人のうち一人としてその名が記されている。しかしそれ以前、紀伊守の任を離れた直後と推測される永承五年三月には、頼通臨席のもと行われた高陽院における御堂供養の行事を勤め、また『定家朝臣記』によれば、天喜六年（康平元、

一〇五八）二月五日の中納言藤原師実の着座、同三年七月十七日の師実の内大臣就任にともなう任大臣大饗などに、家司かそれに準ずる立場で頼通や師実が奉仕している姿がみえる。そもそも現存の『定家朝臣記』の記事自体が頼通、師実とその一族に関するもののみであり、定家の家司的な位置づけが一貫してみてとれる。¹⁹⁾

（3）平定家と九条家本延喜式の料紙

以上のような紀伊国郡許院収納所進未勘文の性格と平定家についての検討から、同文書の紙背が九条家本延喜式の書写料紙として使用される契機が平定家にあつたとする中込律子、鹿内浩胤氏の指摘には従うべきであろう。

そこであわせて検討しておきたいのが、本文書を紙背にした巻八と同筆（鹿内論文、筆跡E）で書写されているとする他の巻の紙背文書である。それらは大きく次の五つに分類できる。

①巻一、永延元年（九八七）～正暦二年（九九一）ころの衛門府・検非違使関係文書。

②巻四・十二・三十・三十一・三十九、長元年間（一〇二八～三六）を中心とした衛門府・検非違使関係文書、書状が中心になっているもの。

③巻十六・二十・三十一・三十六・三十八、上野国交替実録帳を含むもの。

④巻七（甲本）・巻八、永承三年の具注暦および紀伊国郡許院進未勘文。

⑤巻十三・十五・二十一・二十九、白紙（紙背文書なし）。

紙背文書には六十年以上の幅があり、ストックされていた反故紙を利用して、永承四年以降のある時期に一度に書写されたものと推測される。しかし紙背文書の時期や内容の偏りからストックは段階的になされたと考えられ、それぞれの段階ごとに事情を検討する必要がある。なかでも長元年間の検非違使関係文書が集中的に使われており、とくに巻四・三十九は年代の判明する文書のほとんどが長元八（一〇三五）九年のものであることが注目される。²⁰⁾

検非違使関係文書が利用された事情については、まず河音能平氏が、別当だった源隆国が廃棄された文書を持ち帰ったことによるとした。²¹⁾これに対して鹿内浩胤氏は、検非違使庁を実質的に運営していたのが権佐だったとする宮崎康充氏の指摘を受けて、頼通の家司でもあつた藤原隆佐が平範囲によって持ち込まれた可能性を示した。藤原隆佐は長元五年二月から長暦二年（一〇三八）正月まで左衛門権佐・検非違使であり、平範囲は長元九年から長暦元年に右衛門権佐・検非違使であつた。²²⁾範囲は『宇治関白高野山御参詣記』の記者でもあり、高野山参詣では伊予守という受領として多大な奉仕もしている。²³⁾その範囲の弟で定家の父、平行親もまた右衛門権佐・検非違使だつたことがあり、注目される。

行親は、藏人、左衛門尉、検非違使を兼官し、万寿三年（一〇二六）に上東門院判官代、長暦元年には少納言になつていた。²⁷⁾また陽明文庫本『親信記』天祿三年（九七二）の奥書には、

長承二年二月二八日、以左中弁〔実親〕朝臣本〔故右衛門権佐行親御手跡〕書写畢、件御記正本〔折紙上下〕伝来給事中殿、而去保安元年十二月五日、四条亭炎上為灰燼畢、依為家之重宝、借請

彼之秘本重所写取也、

中宮権少進平信範²⁸

とみえ、行親が右衛門権佐だったこと²⁹、行親が祖父親信の日記(親信記)を書き³⁰、それが曾孫の実親のもとに伝来していたことが知られる。右衛門権佐だった時期は長暦元年から二年ころで、検非違使も兼帯していたとされる³¹。現存する長暦元年の『行親記』の記事も朝廷の儀式のほか、中宮禎子内親王に関する記事、検非違使関係の記事に大別でき、とくに閏四月十四日条の推問使申請定、五月十五日条の大宰府推問使下向のこと、同月二十日条の前但馬守則理罪名のこと、十月二十七日条の女房殺傷事件のことが注目されている³²。この行親の右衛門権佐・検非違使の時期が、九条家本延喜式紙背文書にみえる検非違使関係文書の下限長暦九年の翌年であることは注意されるべき点である。行親が長暦二年ころに右衛門権佐だったこと、行親が多く³³の記録を書き写していたことにより多量の料紙が必要とされたであろうこと、子の定家の紀伊守時代の進未勘文紙背も同筆跡の延喜式の書写に同時に利用されていることを考えると、行親が自身の各種書写に利用するため前任者以前の時期の文書がある程度まとめて反故紙として持ち帰り、それらを伝えられた定家が、自身が関係する反故文書とともに延喜式書写料紙として提供したとする可能性も考えられるだろう。

高棟流平氏は範圍の子孫と行親・定家の子孫の二つの家に分かれながらも、それぞれ日記の作成、書写、蓄積、伝来を通じ、かつ撰閲家家司として撰閲家とともに複合的な「日記の家」を形成していったとされる³³。必然的に「日記の家」は多量の料紙を必要としたはずで、ここに反故紙が集積、ストックされる状況が生まれていた。

ただし検非違使関係文書が彼らだけによって持ち込まれたものとは限らないことは、巻十二の紙背をみてもわかる。紙背の十八通の文書のうち、万寿三年(一〇二六)と長元四年の衛門府・検非違使関係文書が少なくとも八通認められるが、そのほかに治安四年(万寿元、一〇二四)三月七日「多武峯妙楽寺解」(『平安遺文』四九六号)のように頼通家政所宛の文書など³⁵、頼通の家政機関か家司のもとにストックされたとみられるものも含まれている。反故紙の集積過程は複合的に分析されるべきであることはいうまでもない。

二 丹波国高津郷司解と丹波国司

(1) 丹波国高津郷司解の史料性格

九条家本延喜式巻二は全一七紙からなり、丹波国高津郷司解断簡の紙背を利用して書写されている。この断簡は年欠のA帳(『平安遺文』八九四号)、天喜五年(一〇五七)十二月日付のB帳(『平安遺文』八七九号)、天喜六年三月十二日付のC帳(『平安遺文』八八六号)、同年八月日付のD帳(『平安遺文』八九三号)の四通からなっており、それぞれ高津郷内の所当の収納、所進・未進の状況について記したものである。これらについて蘭田香融氏は、A帳を天喜五年の収納米帳、BとDがそれを起点とした進未進勘文であり、四通一組で天喜五年の結解だとした。これに対して中込律子氏は、各帳の記載内容や数値を比較分析した結果、B帳未進を起点にC帳が作成され、C帳未進を引き継いでD帳が作成されており、B帳を天喜五年の収納米帳、C・D帳をそれに対する進未勘文だとし、A帳の未進とB帳の所当の差の大きさからA帳は康平二年(一〇五九)からさほど下らぬ時期の収納米帳だ

とした。⁽³⁶⁾ 紀伊国郡許院収納所進未勘文と類似する性格の文書だと考えられる。

首部が残っているC帳、D帳の冒頭には判官代私、目代左衛門尉高橋、直講中原朝臣、助教中原朝臣四名の名を順に連ねた勘判が付され、そのうち判官代私と直講中原が花押を記している。また紀伊国郡許院収納所進未勘文と同様に、ほぼ全体にわたって朱と墨による訂正、合点が加えられている。高津郷司が作成、提出した文書を、国衙側では目代・判官代と助教・直講とで勘査し、勘判を加えて国司のもとに送ったとみられる。これらは中込律子氏が指摘するように、国からの京上分、在国収納機関分、名からの直納分、国内で消費される用途を郡郷〔院〕単位で体系的に把握しうる文書となっており、受領が済物を弁済する際の有効な資料となるものであったからである。⁽³⁷⁾

では勘判にみえる助教と直講はだれであろうか。まず助教は中原師平だと考えられる。『地下家伝』によると、師平は天喜三年（一〇五五）に助教に任じられ、康平六年（一〇六三）二月二十七日に博士に転じている。その間の天喜五年二月二十日に丹波権介を兼ねている。康平四年三月二日に美作介に任じられているので、それまで丹波権介だったとみてよい。助教は定数が二で、天喜二年に清原定隆が助教に任じられたとされているので、勘判にみえる助教は鹿内浩胤氏が指摘したように権介中原師平のこととしてよい。直講も定数が二で、師平がそうであったように、直講から助教を経て博士に任じられる慣例となっていたこと、⁽³⁸⁾ 助教と同様に中原氏と清原氏から多く任じられていたことを考えると、師平に近い中原氏の一人である可能性が高い。⁽³⁹⁾

だとすれば師平は権介ではあるが、勘査を通じて実務にも関与し、

国衙の収納を把握しうる立場にいたことになる。花押を記した直講中原も師平のもとで直接勘査作業にあたっていたとみることができると。

(2) 橋俊綱と中原師平

このときの丹波守が橋俊綱であることは中込律子氏がすでに指摘しているが、もう少し具体的に検討してみたい。⁽⁴⁰⁾

まず『皇后宮寛子春秋歌合』に天喜四年（一〇五六）に俊綱が丹波守であったとされる。天喜元年正月に丹波守藤原国成が美作守に転じているので、俊綱が丹波守に任じられるのはそれ以降である。その後康平五年（一〇六二）三月には藤原資良が丹波守に任じられている。また『為房卿記』寛治六年（一〇九二）正月二十五日条に「丹波守俊綱、前年正月辞退、次年正月任播磨」とみえ、俊綱は少なくとも播磨守に任じられる前年の正月までは丹波守だったことが知られる。一方『水左記』康平七年八月十五日条に「令着播州山庄臥見給、宿取」とみえ、播磨守だったことが知られる。康平五年まで藤原泰憲が播磨守としてみえるので、俊綱は康平六年に播磨守に任じられたとみてよい。したがって少なくともその前年康平五年正月までは丹波守だった。またその間の康平四年七月日「丹波国大山莊坪付案」⁽⁴¹⁾に付された国判に署判している大介橋朝臣も、橋俊綱だとよい。

以上、少なくとも天喜四年（一〇五六）～康平五年（一〇六二）正月が橋俊綱の丹波守在任期間に含まれることは確かである。

この橋俊綱は藤原頼通の実子で母は源祇子、師実や後冷泉天皇皇后寛子の同母兄でありながら、橋俊遠の養子になっている。⁽⁴²⁾ 俊遠はかつて藤原隆家の家司をつとめ、その没落後は頼通に奉仕する受領層だっ

た。⁴⁷俊綱自身も、天喜六年（康平元、一〇五八）二月五日の中納言藤原師実の着座、康平四年七月二十一日の東北院供養など、⁴⁸頼通・師実への奉仕に勤めている。また天喜二年には、里内裏高陽院焼亡にともなうて後冷泉天皇は頼通の四条殿に一時遷御するが、頼通は俊綱宅の寢殿を移築しこれを南殿として迎えている。⁴⁹身分としては四位の受領層で終わるが、⁵⁰その西洞院第が承暦三年（一〇七九）には中宮藤原賢子出産（後の堀河天皇出産）の里邸となっているほか、単なる受領層にとどまらない人脈も形成していく。頼通の実子であることがその背景にあったといえる。

次に中原師平についてももう少し検討する。師平は師任の子で、『地下家伝』によると、治安二年（一〇二二）に生まれ、明経得業生から課試に及第し、永承元年（一〇四六）には直講となり、天喜三年（一〇五五）に前述のように助教、康平六年（一〇六三）に博士となっている。その間永承五年には権少外記に任じられ、従五位下に叙爵した。康平二年には大外記に任じられ、承暦二年に土佐守に任じられるまでその地位にあった。⁵¹丹波権介に任じられたのは天喜五年二月二十日で、助教労によるとされる。康平四年三月二日に美作介に任じられるまで丹波権介だったとみられる。少外記から大外記の時期に丹波権介を兼ねていたのである。

父師任は藤原頼通の家司であったが、⁵²師平も延久四年（一〇七二）七月七日に関白藤原教通の家司となり、延久五年までの間に藤原師実の家司にもなっている。⁵³承保三年（一〇七六）九月三日付「関白左大臣家政所下文案」（『平安遺文』一一三二号）には、師実家別当で大炊頭兼大外記として署判を加えている。

以上のような二人の位置からすると、勘判にみられる状況は、頼通の実子である受領俊綱のもとで、権介に任じられた師平が頼通家に近い実務官僚として収納の勘査等の実務にも関与していたことを示していると考えられよう。これは受領の国衙支配体制と実務官僚層が兼官する権介との関係という問題を提起している。

周知のごとく師任・師平とその子孫は大外記を世襲する局務家を形成していく。師任が外記日記を悉く書写し師平に伝えていったとする『江談抄』の説話にあるように、記録を形成、蓄積し継承していく家でもあった。この説話では続けて、外記日記が図書寮の紙工に盗まれてしまい、師平の所持していた日記によって復原されたことが述べられる。大量の文書・日記を作成・書写する外記局と紙を供給する図書寮の体制の動揺が背景にあり、料紙の確保、ストックのあり方が大きな問題になっていたことがうかがえる。⁵⁴料紙の供給に局務が大きく関わっており、師平のもとに反故紙も料紙としてストックされる状況がここでも生まれていたと考えられる。前述した「日記の家」高棟流平氏と同様であろう。鹿内氏が指摘するような勘判のために師平のもとに回ってきたものがとどめられたものか、いったん俊綱のもとに送られその後師平のもとに戻されてきたのか、いずれにせよ最終的には反故紙として師平のもとにストックされたものが、家司をつとめる頼通が師実周辺で行われた延喜式書写に利用された可能性が高い。

三 讃岐国戸籍と受領

卷十一は全二九紙からなるが、A第一紙～第三紙紙背が年国郡未詳戸籍、B第四紙～第二二紙紙背が寛弘元年（一〇〇四）讃岐国大内郡

考課に関わって作成されたものだと考えられる以上、戸籍についても再考を要するであろう。もちろん戸籍は受領考課の直接の審査対象にはなっていないし、戸口集計部分を省略したAとDは大帳作成のための資料ともなり難く、正税返却帳とは事情を異にする。改めてその性格と、反故紙として延喜式の書写に利用された事情について検討され直されなければならない。

改めて四通を比べると、A・B・CとDでは様相が大きく異なっている。

A・B・Cはそれぞれにすべての断簡間に欠落が想定され直接接続していかない。たとえば、表にあるような各戸冒頭の集計部分に紙継目がある場合、表記された「口」の数の違いからそのすべての継目前後で欠落のあることがわかる。第二二紙と第二一紙、第二一紙と第二〇紙、第二〇紙と第一九紙、第一一紙と第一〇紙、第九紙と第八紙、第八紙と第七紙、第七紙と第六紙、第六紙と第五紙、第五紙と第四紙の計九所で、それぞれ五行程度の欠落が想定される。この欠落について、泉谷康夫氏は紙背を利用するにあたって継目裏書部分を切除したために生じたとされた。同様に戸口歴名部分も継目前後で欠落しているとみられるとした。従うべきであろう。これに対してDは、紙継目の前後で欠落なく連続しているとみて特に不都合はない。継目裏書はなかったとみてよい。

次に記載内容についても、A・B・Cは各戸の戸口を男女にわたって記しているのに対し、Dは男子、それも老丁・正丁・中男のみであること、Dは各戸ごとに「長徳四年籍」または「長徳四年」の記述を附していること、が大きな違いとなっている。泉谷康夫氏は、これら

の状況は書式の多様性を示しており、もはや統一的書式の戸籍が作成されなくなってしまうことを示しているとされた。しかし、細部はともかく大枠としてはDとそれ以外に大別されるので、まずはDの性格を別に考えてみる必要がある。

橋倉雄二氏が指摘したようにDには以下のような特徴が認められる。

①女口が載せられていない。②集計部の項目に割往・割来がないなど項目数がかかなり少ない。③課口が多すぎる。④各戸に戸番号が附されている。⑤継目裏書を持っていない。⑥季・年・無記が同一戸内に混在する^②。

それらに加えて各戸ごとに「長徳四年」の記述が付されている点からも、各戸ごとにその戸口データを「長徳四年籍」から抽出、転写したことをうかがわせる。橋倉氏の指摘のように国衛段階で本来の戸籍から二次的に編成されたものとみるべきで、その作成時期は長徳四年以降と見てよい。国衛段階で作成されたものが、反故紙として撰関家周辺に持ち込まれ延喜式書写料紙に利用されたと考えらるべきだろう。

AとCについても、戸籍だとしてもはたして進官されたものかは検討の余地がある。いずれも継目裏書が存在したと推測されるものの、国印が捺されていない^③。また集計部には記載がない。これらの特徴は、継目裏書をもって作成されたものの、公文書としての最終段階になる国印は捺されず、進官されないまま国衛にとどめおかれたか、京送されたとしても受領のもとにとどめおかれていた可能性を示唆するのではないだろうか。

これらを紙背にもつ巻十一は他巻に見られない筆跡の一筆で書写されているとされる。これらの戸籍類は反故紙として一括ストックされ

ており、同時に書写料紙として使用されたものとみなせる。またBの寛弘元年とDに記載される長徳四年の間は六年であり造籍年としては連続することも関連性をうかがわせる。もしこれらが国衙ないし受領のもとにとどめおかれていたもの、国衙で二次的に作成されたものであるとするならば、紀伊国郡許院収納所進未勘文や丹波国高津郷司解と同様、撰関家と関係する受領らによって反故紙として持ち込まれた可能性が考えられる。

そこで唯一国名が明らかな讃岐国の受領を検討してみると、次の人物たちが注目される。まず寛弘元年に讃岐守だったのは源高雅である⁽⁶⁴⁾。高雅は同三年まで讃岐守だったとみられ、同五年正月には讃岐の受領功過定を受けている⁽⁶⁵⁾。また高雅は藤原道長の家司だったと推測され、寛弘元年、同五年の法華三十講に非時を献上するなど道長に多くの奉仕をした受領としても知られる⁽⁶⁶⁾。次の大江清通も、同様に法華三十講に非時を献上するなど道長に奉仕した受領である⁽⁶⁷⁾。その後の讃岐守も道長家司とみられる源濟政、頼通と関係が深い源頼国、頼通の家司藤原邦恒⁽⁷²⁾、前述した藤原隆佐⁽⁷³⁾と続いている。

いずれも道長・頼通の家司か関係の深い受領が続いており、彼らにより反故紙がもたらされた可能性を念頭に、巻十一紙背の戸籍類の史料的人格を再検討してみるべきではないかと思われる。

おわりに

以上、九条家本延喜式紙背文書について、丹波国高津郷司解、紀伊国郡許院進未勘文、戸籍類を中心に、その史料的人格とそれらが九条家本延喜式書写料紙として利用されるにいたる事情について検討して

みた。とくに家司、受領との関係に焦点をあてたものである。これまでの研究に比して付け加えるべき新たな点は少なく、推測を重ね、可能性の指摘のみにとどまった点も少なくない。今後の研究の展開のための課題の整理と論点の提起とさせていただきたい。

〔注〕

- (1) 鹿内浩胤「九条家本『延喜式』覚書」『書陵部紀要』五二、二〇〇一年)、以下鹿内氏はすべて本論文による。
- (2) 大日方克己「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」(島根大学法文学部紀要『社会文化論集』四、二〇〇七年)、二〇〇五〜〇七年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書『出雲国正税返却帳』を中心とした公文勸会と平安時代中期財政と公文勸会の研究』、二〇〇八年。
- (3) 寺内浩・北條秀樹「清胤王書状」の研究」『山口県史研究』六、一九九八年)。
- (4) 前沢和之「主要史料解説 上野国交替実録帳」(『群馬県史 資料編 4 原始古代 4』群馬県、一九八五年)。
- (5) 鹿内浩胤注(1)前掲論文。
- (6) 中込律子「紀伊国郡許院収納所解・丹波国高津郷司解に関する一考察」(安田元久先生退任記念論集刊行会編『中世日本の諸相』上巻、吉川弘文館、一九八九年、以下中込律子A論文)、鹿内浩胤注(1)前掲論文など。
- (7) 中込律子A論文。中込律子「受領請負制の再検討」(十世紀研究会編『中世成り立期の歴史像』、東京堂出版、一九九三年、以下中込

律子B論文)

- (8) 卷十一紙背、『平安遺文』四五七八号。
- (9) 田中稔「儀礼のために作られた文書」(『中世史料論考』吉川弘文館、一九九三年、初出一九九〇年)。
- (10) 橋倉雄二「長徳四年某国戸籍」の史料性格について(『皇学館史学』一三、一九九八年)。
- (11) 本稿ではそれぞれ東京国立博物館のデジタル・カラー写真画像によった。
- (12) 蘭田香融「古代末期のある徴税文書」(『日本古代財政史の研究』、塙書房、一九八七年、初出一九六五年)、以下園田香融氏は本論文による。
- (13) 中込律子A論文。錦織勲「結解と進未沙汰」(『中世国衙領の支配構造』、吉川弘文館、二〇〇五年)も結解ではないとするが、収納側が個別の負名などの進未状況を確認するために作成した進未勘文だとしている。
- (14) 『宇治関白高野山御参詣記』のテキストとしては『続々群書類従』所収本が流布しているが、字句の異なる甚だしき、意味不明部分の多さが指摘されている。最近、末松剛氏により諸写本の調査が行われ、『続々群書類従』が依拠した『歴代残闕日記』の底本東寺観智院本A(現在所在不明)とは別に、京都府立総合資料館所蔵の東寺観智院本B(応永年間書写、東京大学史料編纂所所蔵影写本の原本)の存在が明らかにされ、その写真と翻刻が紹介された(末松剛「宇治関白高野山御参詣記」(京都府立総合資料館本)の紹介と諸本について)『鳳翔学叢』五、二〇〇九年)。本稿では

末松氏紹介の東寺観智院本Bによった。

- (15) 『春記』永承五年(一一五〇)三月六日条。なお同三月十日条には紀伊守とみえるが、前紀伊守の誤りであろう。
- (16) 紀伊国司による供給奉仕は、寛治二年(一一〇八)、同五年の白河院の高野山参詣、天治元年(一一二四)の鳥羽院の高野山参詣でも行われており(大村拓生「中世前期の高野参詣と宿所」『密教文化』二一八、二〇〇七年)、慣例化されていたようである。
- なお寛治二年・五年の紀伊守は藤原仲実(『扶桑略記』寛治二年二月二十四日条、『為房卿記』寛治五年十一月一日条など)、天治元年の紀伊守は藤原季輔(仲実子、建保三年(一一二五)正月五日「藤原光時考定文」『鎌倉遺文』二二三七号)であり、仲実は後に藤原忠実家司としてみえる(天永三年(一一二二)十月日「政所下文案」『平安遺文』一七七八号)。
- (17) 本稿では天喜元年(一一五三)～五年については和田律子「京都大学附属図書館平松文庫蔵『定家朝臣記』翻刻・解題」(『鳳翔学叢』五、二〇〇九年)、天喜六年(康平元年)～康平五年(一一〇六)については『群書類従』所収「康平記」に拠った。
- (18) 『春記』永承五年(一一五〇)三月六日条、同三月十日条。
- (19) 山本信吉「定家記解説」(陽明叢書17『平記・大府記・永昌記・愚昧記』、思文閣出版、一九八八年)。
- (20) 卷四は紙背文書二八通中、長元七年一通、同八年一三通、同九年一〇通、長元年間一通、年不明三通。卷三十九は二四通中、長元八年八通、同九年六通、年不明十通。
- (21) 河根能平「日本中世前期にける文書群の保管と廃棄の原則について

- て」(『世界史の中の日本中世文書』、文理閣、一九九六年、初出一九九〇年)
- (22) 宮崎康充「白河・鳥羽院政期の検非違使佐」(注(6)前掲『中世日本の諸相』上巻)。
- (23) 市川久編『衛門府補任』(統群書類従完成会、一九九六年)、宮崎康充編『検非違使補任』第一(統群書類従完成会、一九九八年)。
- (24) 平範囲が頼通の家司だったことは、『古事談』巻六―三七、寺内浩「道長・頼通家政職員表」(『受領制の研究』第三編第二章表一、塙書房、二〇〇五年、所収)など。
- (25) 『小右記』治安三年(一〇三三)正月十日条に、藏人左衛門尉行親が検非違使に任じられたことがみえる。
- (26) 『小右記』万寿三年(一〇二六)正月十九日条、同十一月三十日条など。
- (27) 『行親記』長暦元年(一〇三七)二月十四日条。『行親記』は陽明叢書17『平記・大府記・永昌記・愚昧記』によった。
- (28) 陽明叢書17『平記・大府記・永昌記・愚昧記』。
- (29) 『尊卑分脉』にも「正五下、中宮大進、右衛門権佐」とみえる。
- (30) 山本信吉「『親信卿記』の研究」(『撰関政治史論考』、吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九六九年)は、親信卿記の原本自体が自身の手による部類記であり、行親のときにその部類記事から本記復原が行われ、それが現存『親信卿記』だと指摘し、柴田博子「『親信卿記』と平親信」(『親信卿記』の研究)、思文閣出版、二〇〇五年)もそれを補強している。
- (31) 宮崎康充「十一世紀の検非違使佐」(古代学協会編『後期撰関時代史の研究』、吉川弘文館、一九九〇年)は長暦二年(一〇三八)正月七日に平範囲が従四位下に叙せられたことにより右衛門権佐を去り、後任として行親が任じられたとする。そして見任のまま死去したと推測する。その後宮崎康充編『検非違使補任』では『勅例』を根拠に長暦二年正月に検非違使(右衛門権佐)に任じられたとした。一方で市川久編『衛門府補任』は長暦元年十一月五日に任じられたと推測している。なお平範囲が右衛門権佐として確実にみえるのは、『左経記』長元九年(一〇三六)五月十九日条から『行親記』長暦元年七月二四日条までである。
- (32) 山本信吉「『行親記解説』(陽明叢書17『平記・大府記・永昌記・愚昧記』)。
- (33) 松蘭斎「家記の構造」(『日記の家』、吉川弘文館、一九九七年)。
- (34) 『平安遺文』五〇七号、五一八号、五一九号、五一七号、五〇五号、四九五号、五二〇号、六〇六号(紙背の配列順)。
- (35) このほか、頼通周辺に宛てたとみられる某年二月二十日「安芸守紀宣明書状」(『平安遺文』四六一号)、興福寺政所宛の治安四年(一〇二四)三月九日「興福寺維摩会菓子園司解」(『平安遺文』四九七号)などもある。
- (36) 中込律子A論文。
- (37) 中込律子B論文。
- (38) 桃裕行「上代学制の研究」(『修訂版』)第三章「平安時代後期の学制の衰退と家学の発生」(『桃裕行著作集』第一巻、思文閣出版、一九九四年、原著初版一九四七年)。
- (39) 『官職秘抄』下「諸道官明経博士」および「助教」の項。

(40) 桃裕行注(38) 前掲書。

(41) 中込律子B論文。

(42) 『本朝統文粹』卷六 大治五年(一一三〇) 正月藤原敦光奏状。

(43) 『勅例』、宮崎康允編『国司補任』第四(続群書類従完成会、一九九〇年)。

(44) 『弁官補任』康平五年(一〇六二)条、同六年条。

(45) 『平安遺文』九七〇号、東寺百合文書中。

(46) 橘俊綱は多くの和歌を残していることもあり、その研究は少なくない。代表的なものをあげれば、真鍋熙子「橘俊綱考―その一、伝記をめぐって―」(『平安文学研究』一五、一九六〇年)、同「橘

俊綱考―その二、俊綱の周辺―」(『共立女子大学短期大学部紀要』四、一九六〇年)、吉原栄徳「橘俊綱とその説話について」(『蘭田

学園女子大学論文集』九、一九七四年)、高橋秀樹「藤原頼通をめぐる養子関係」(『日本歴史』五三一、一九九二年)、木本久子

「藤原頼通の実子―養子に出された俊綱・定綱・忠綱を中心に―」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編六、二〇〇七年)など。橘俊遠の養子になった理由についても、祇子が俊遠と

「相具し」、俊綱の実父がどちらかよくわからない時期の誕生だったので俊遠の子と定めたという『今鏡』の説からはじまって、頼

通の正妻隆姫の嫉妬、頼通が養子とした師房への配慮(坂本賞三

「隆姫の嫉妬」(『日本歴史』四九三、一九八九年)、同「村上源氏の性格」(前掲注(31))『後期撰時代史の研究』、同「藤原頼通

の時代」(平凡社、一九九一年)などとさまざまにあるが、『今鏡』

作者の常識、平安貴族社会の常識を超えた措置であり、結局のと

ころよくわからないとされる(高橋秀樹前掲論文)。

(47) 高橋秀樹注(46) 前掲論文。

(48) 『定家朝臣記』天喜六年二月五日条、同康平四年七月二十一日条。

(49) 『百鍊抄』天喜二年(一一五四)二月十六日条。

(50) 『中右記』嘉保元年(一一九四)七月十四日条に「今夕入道橘俊綱卒去、年六十七、正四位上修理大夫近江守也」とみえる。

(51) 『為房卿記』承暦三年(一一七九)三月二十五日条、『扶桑略記』同年七月九日条。

(52) 中原師平の外記在任時期については『地下家伝』、および井上幸治編『外記補任』(続群書類従完成会、二〇〇四年) 参照。

(53) 『地下家伝』中原師平条には、永承二年(一一〇四)十二月九日に関白左大臣政所別当になったことがみえる。

(54) 『地下家伝』中原師平条には、「同年(延久四年)七月七日、為関白前太」、「年七月廿八日、補左大臣家政所」とみえる(『大日本史料』第三編之二 寛治五年九月十七日条所引文)。日本古典全集

本は、前者を「為関白前太政大臣家別当」、後者を「補左大臣家政所別当」と補っている。

(55) 松園齊「外記局の変質と外記日記」(注(33)) 前掲書所収。

(56) 『平安遺文』四三七号。『大日本史料』も同様に第二編之五 一三三七―二八九頁に収録する。

(57) 泉谷康夫「現存平安時代戸籍の考察」(『律令制度崩壊過程の研究』、一九七二年、初出一九五八年)。

(58) 延喜二年(九〇二)「阿波国板野郡田上郷戸籍」(『平安遺文』一八八号)、延喜八年「周防国玖珂郷戸籍」(『平安遺文』一九九号)で

はいずれも、戸口集計の数字は記載されている。それぞれ国印、継目裏書も存在する。

- (59) 泉谷康夫注(57)前掲論文、平田耿二「平安時代の戸籍について」『日本古代籍帳制度論』、吉川弘文館、一九八六年、初出一九七三年)などがある。
- (60) 田中稔注(9)前掲論文。
- (61) 橋倉雄二注(10)前掲論文。
- (62) これらは一定の基準で書き分けたとするより、原資料である長徳四年籍から乱雑に筆写した結果とみた方がよいと思われる。
- (63) 延喜二年(九〇二)「阿波国板野郡田上郷戸籍」〔平安遺文〕一八八号)、延喜八年「周防国玖珂郷戸籍」〔平安遺文〕一九九号)にはいずれも国印、継目裏書が存在する。
- (64) 『御堂関白記』寛弘元年(二〇〇四)三月四日条に讃岐守としてみえる。
- (65) 『御堂関白記』寛弘二年(二〇〇五)十二月二十五日条に、成功により二ヶ年延任を申請していることがみえるが、『権記』同四年十一月十日条には前讃岐守としてみえる。一方『権記』同四年十月二十一日条には大江清通が讃岐守としてみえることによる。
- (66) 『権記』寛弘五年(二〇〇八)正月二十日条。
- (67) 寺内浩「道長・頼通家政職員表」(前掲注(24)表)
- (68) 法華三十講の受領奉仕については、鈴木敏弘「撰関期における家司受領の存在形態と在地支配」〔中世成立期の荘園と都市〕、東京堂出版、二〇〇五年)。
- (69) 大江清通は『権記』寛弘四年(二〇〇七)十月二十一日条、同五

年九月十三日条、『小右記』同年九月十五日条などに讃岐守とみえ、『小右記』長和元年(二〇一二)六月二十九日条には前讃岐守とされるので、寛弘四年〜七・八年ころに讃岐守の任にあつたとみられる。

(70) 源濟政は、長和三年(二〇一四)三月五日に讃岐守に任じられ、少なくとも寛仁三年(二〇一九)二月十五日まで見任である(『小右記』)。

(71) 源頼国は、治安二年(二〇二二)十一月十三日に讃岐守見任である(『権記』)。

(72) 藤原邦恒は、長久元年(一〇四〇)六月八日に讃岐守に任じられた(『春記』)。

(73) 藤原隆佐は、天喜二年(一〇五三)二月二十三日に讃岐守に任じられ、同年十二月には伊予守に遷任している(『公卿補任』康平二年条藤原隆佐尻付)。

付記 本稿は二〇〇九〜一一年度科学研究費補助金基盤研究(C)「諸国公文・財政文書と受領の基礎的研究」の研究成果の一部である。